



1. 沖縄戦跡国定公園について

沖縄本島南部にある糸満市摩文仁を中心とした周辺陸域（3,127ha）および地先海域（1,932ha）は、昭和40年に琉球政府立戦跡公園と指定された後、昭和47年の本土復帰に伴い、自然公園法に基づく沖縄戦跡国定公園に指定されています。

公園指定の趣旨は、沖縄戦の最終地として知られている本島南部の戦跡を保護することにより、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万余りの戦没者の霊を慰めるとともに、延長11キロメートルにおよぶ雄大な海蝕崖景観の保護を目的としており、国内で戦跡としての性格を有する国定公園としては、我が国唯一のものです。近年のリゾート化の動きの中で、自然公園は風景地の保護や生物多様性の確保にも寄与しています。



2. 大度園地及びその周辺状況について

大度園地は、優れた風景地を保護するとともに、その利用の促進を図ることにより国民の保健及び休養等に資するため、平成5年から自然公園施設（休憩所、トイレ、駐車場等）の整備を進めています。

大度海岸は、有名なダイビング・シュノーケルポイントとなっており、隣接する米須海岸から大度海岸にかけてはウミガメや絶滅危惧種であるコアジサシが産卵するなど、豊かな自然環境が残されており、観光、自然観察及びエコツアーなどで活用されています。

また、大度海岸はジョン万次郎が上陸した地であることでも知られており、記念碑も設置されています。

3. 沖縄戦跡国定公園大度園地施設の整備について

(1) 整備目的

沖縄戦跡国定公園大度園地内にある築27年（平成5年度建築）の鉄筋コンクリート造の公衆トイレ及び休憩所は、海岸沿いの厳しい自然環境にあるため、塩害などの影響により老朽化が進行しています。

今回、この公衆トイレ及び休憩所を建て替えることで、安全で快適な大度園地にふさわしい環境整備を行うことを目的としています。

(2) 整備条件

① 計画敷地

所在地	糸満市大度 243-1
敷地の範囲	参考資料「敷地図」の赤枠線の範囲
敷地の面積	約 2,400 m ²
用途地域	未指定地域（市街化調整区域） 指定容積率 200% 指定建ぺい率 60%
関係法令	自然公園法 第2種特別地域（手続き対象外） 景観計画区域（糸満市風景づくり条例） 津波災害警戒区域、海岸保全区域（隣接） 森林地域・保安林（隣接）
その他	計画敷地内は保安林解除済み 地盤は岩盤

② 施設規模等

公衆トイレ	延べ面積 20 m ² 程度 構造・階数 鉄筋コンクリート造・平屋建て
休憩所	延べ面積 30 m ² 程度 構造・階数 鉄筋コンクリート造・平屋建て
その他	外構工事（適宜）

③ 施設機能

公衆トイレ	男子便所（大便器×1、小便器×1） 女子便所（大便器×2） 多目的トイレ×1（オストメイト対応）※温水対応なし 手洗い（適宜） 屋外足洗い場×1（砂を洗い流す程度を想定）※水栓は2つ程度 合併処理浄化槽 20人槽（BOD 10mg/L以下、全窒素 10mg/L以下）
休憩所	ベンチ等 ※電気設備なし

(3) 概算直接工事費

- ・ 公衆トイレ 2,500 万円以内
- ・ 休憩所 1,900 万円以内

上記概算直接工事費には、既存施設の解体工事費及び外構工事費を含まないものとし、実施設計時に事業予算に収まるように発注者と協議すること。

※県内工事業者が対応できない特殊工法等を採用する場合は、県外調達の費用（人件費を含む）も考慮すること。

(4) 整備スケジュール（予定）

- ・ 令和4年度 公衆トイレ実施設計
- ・ 令和5年度 公衆トイレ工事（既設単独浄化槽撤去等の解体工事含む）
※施設完成後に既存トイレを解体することを予定しています。
- ・ 令和6年度 休憩所実施設計
- ・ 令和7年度 休憩所工事（解体工事含む）

※予算措置状況によっては計画が遅れることがあります。

(5) その他留意事項

① 配置・外構計画

- ・ 計画敷地へは農道からのアクセスとすること。
- ・ 上記(4)整備スケジュール（予定）を踏まえた配置計画とすること。
- ・ 利用者が既存施設（トイレ及び駐車場）を利用しながら工事が行える計画とすること。
- ・ 施設を海岸線付近に計画する場合は、海岸線から最低1～2m程度セットバックした配置計画とすること。
- ・ 外構計画については、計画敷地内の既存インフラ資源を活かし、コスト縮減に配慮した計画とすること。
- ・ 既存駐車場は原則現状を維持することとし、一部現状を変更する場合は既存駐車台数（28台）を確保する計画とすること。
- ・ 車いす利用者用駐車スペースを、公衆トイレから利用しやすい位置に計画すること（既存の駐車台数には含まない）。
- ・ バリアフリーに配慮した外構計画とすること。
- ・ 駐車場に隣接する植栽付近では、ピクニックの利用があることから、その利用者に配慮した計画とすること。



② 建築計画

- ・公衆トイレと休憩所は別棟として計画すること。
- ・海岸に隣接することを踏まえ、建築物の劣化要因に配慮した計画とすること。
- ・景観に配慮した計画とすること。
- ・バリアフリーに配慮した建築計画とすること。
- ・浄化槽処理水は、原則既存側溝へ放流すること。
※足洗い場からの排水は浄化槽への接続を想定していないため、処理方法について適宜提案しても構いません。

③ 維持管理計画

- ・メンテナンスを行いやすい計画となるよう配慮すること。
- ・維持管理費低減に配慮した計画とすること。
- ・節水に配慮した計画とすること。
- ・環境に配慮した計画とすること。

